

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

【令和3年4月～令和6年3月】

令和3年3月
直 島 町

目次

I 計画策定の基本的な考え方	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 1 -
3 計画期間	- 1 -
II 障がい者を取りまく現状	- 1 -
1 障がい者の状況	- 1 -
(1) 身体障がい者（児）	- 1 -
(2) 知的障がい者（児）	- 3 -
(3) 精神障がい者	- 4 -
2 町民の意向	- 5 -
(1) 障がい者の参加	- 5 -
3 制度改革の状況	- 5 -
III 障がい福祉計画の数値目標及びサービス見込量	- 6 -
1 令和5年度の数値目標の設定	- 6 -
(1) 施設入所者の地域生活への移行	- 6 -
(2) 地域生活支援拠点等の整備	- 7 -
(3) 相談支援体制の充実・強化等	- 7 -
(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	- 7 -
2 障害福祉サービスの見込量と確保策	- 8 -
(1) 訪問系サービス及び相談支援	- 8 -
(2) 日中活動系サービス	- 8 -
(3) 居住系サービス	- 9 -
(4) 相談支援	- 10 -
3 必要見込量の確保策	- 10 -
(1) 在宅サービスの普及	- 10 -
(2) 日中活動の場づくり	- 11 -
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	- 11 -
(1) 実施する事業の内容と各年度における事業の種類ごとの量の見込み等	- 11 -
IV 障がい児福祉計画の数値目標及びサービス見込量	- 16 -
1 令和5年度の数値目標	- 16 -
2 障がい児福祉サービス等の見込量と確保策	- 16 -
(1) 日中活動系サービス	- 16 -
(2) 障がい児相談支援	- 17 -
V 計画の推進について	- 18 -
1 庁内連携体制の強化	- 18 -

2	当事者団体等との連携強化	- 18 -
3	国や県等の関係機関との連携	- 18 -
VI	資料	- 19 -
1	障害福祉サービスの種類と説明	- 19 -
	(1) 訪問系サービス	- 19 -
	(2) 日中活動系サービス	- 19 -
	(3) 居住系サービス	- 20 -
	(4) 相談支援サービス	- 20 -
2	地域生活支援事業のサービスの種類と説明	- 21 -
3	障がい児福祉サービスの種類と説明	- 23 -
	(1) 相談支援	- 23 -
	(2) 相談支援等サービス	- 24 -

※「障害」「障がい」の表記について 本計画では、法律用語等で使用されている表記については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律が制定され、市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを受け、国の定める基本指針に即して、本町の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などの各種サービスを総合的かつ計画的に提供するため、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本町の障がい者施策の基本指針として、また、障害者基本法に基づく「直島町障がい者基本計画」の実施計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者基本計画（前期計画）				障がい者基本計画（後期計画）					
	第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画		
	第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画		

II 障がい者を取りまく現状

1 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（児）

身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年度末現在、129 人となっており、平成 28 年度末と比較すると 4 人（3.0%）減少しています。

○ 障がい別

(各年度末現在 単位：人)

区 分	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成 27 年度	3	11	3	82	53	152
平成 28 年度	2	11	2	68	50	133
平成 29 年度	2	10	2	63	48	125
平成 30 年度	2	11	3	67	56	139
令和元年度	3	10	3	61	52	129

○ 程度別

(各年度末現在 単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 27 年度	49	22	28	41	6	6	152
平成 28 年度	44	20	21	37	5	6	133
平成 29 年度	43	20	15	37	5	5	125
平成 30 年度	49	21	17	40	5	7	139
令和元年度	46	19	19	35	5	5	129

令和元年度末現在、手帳の所持者は減少傾向にあるが、1 級の手帳所持者が 46 人 (35.7%) で平成 28 年度末と比較するとほぼ横ばい、65 歳以上が 104 人 (80.6%) で障がいの重度化や障がい者の高齢化などの傾向がみられます。

○ 障がい・程度別

(令和元年度末現在 単位：人)

区 分	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
1 級	0 (0)	1 (0)	0 (0)	11 (0)	34 (0)	46 (0)
2 級	2 (0)	5 (0)	0 (0)	12 (0)	0 (0)	19 (0)
3 級	0 (0)	1 (0)	2 (0)	10 (0)	6 (0)	19 (0)
4 級	0 (0)	2 (0)	1 (0)	20 (0)	12 (0)	35 (0)
5 級	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	5 (0)
6 級	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	5 (0)
合 計	3 (0)	10 (0)	3 (0)	61 (0)	52 (0)	129 (0)

※下段 () 書きは、18 歳未満の人数。

○ 障がい・年齢別

(令和元年度末現在 単位：人)

区 分	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18歳以上 65歳未満	0	2	0	14	9	25
65歳以上	3	8	3	47	43	104
合 計	3	10	3	61	52	129

(2) 知的障がい者（児）

知的障がい児者数（療育手帳所持者数）は、令和元年度末現在、19人で、平成28年度末と比較すると2人（9.5%）減少しています。

程度別では、令和元年度末現在、最重度の手帳所持者が5人（26.3%）、重度が2人（10.5%）、中度が7人（36.9%）、軽度が5人（26.3%）となっています。

○ 程度別

(各年度末現在 単位：人)

区 分	㉠ (最重度)	A (重度)	㉢ (中度)	B (軽度)	合計
平成27年度	7	7	7	7	28
平成28年度	6	3	7	5	21
平成29年度	6	3	7	5	21
平成30年度	6	3	7	5	21
令和元年度	5	2	7	5	19

○ 程度・年齢別

(令和元年度末現在 単位：人)

区 分	㉠ (最重度)	A (重度)	㉢ (中度)	B (軽度)	合計
18歳未満	0	0	1	0	1
18歳以上 65歳未満	4	2	3	5	14
65歳以上	1	0	3	0	4
合 計	6	3	7	5	21

(3) 精神障がい者

精神障がい者数は、令和元年度末現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数が7人、通院医療費公費負担患者数が23人となっています。

平成28年度末と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2人(22.2%)減少、通院医療費公費負担患者数については増減なしとなっています。

○ 程度別

(平成28年度末現在 単位：人)

区分	1級	2級	3級	合計
平成27年度	0	6	1	7
平成28年度	0	6	3	9
平成29年度	0	6	3	9
平成30年度	0	4	3	7
令和元年度	1	4	2	7

○ 程度・年齢別

(令和元年度末現在 単位：人)

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	0	0	0
18歳以上 65歳未満	0	4	2	6
65歳以上	1	0	0	1
合計	1	4	2	7

○ 通院医療費公費負担者数

年度	合計
平成27年度	21
平成28年度	23
平成29年度	22
平成30年度	20
令和元年度	23

2 町民の意向

この計画を策定するに当たり、当事者である障がい者の方々に意見を伺い、計画づくりを進めました。

(1) 障がい者の参加

障害福祉計画の策定に当たっては、サービスを利用する障がい者や障がい児のニーズを的確に把握し、意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要です。

このため、町内の障がい者及び障がい児の保護者の皆様と職員が直接面談し、ニーズや意見を聴き取り、計画策定に反映しました。

3 制度改革の状況

○ 平成 23 年 8 月「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、障がい者の権利に関する条約の理念に沿うよう、目的規定、障がい者の定義の見直しが行われました。また、基本的施策に療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮などが新設されました。

○ 平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者虐待とその類型が明記され、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が規定されました。

○ 平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」が施行され、「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。

また、障がい者の範囲に難病等が追加され、地域生活支援事業の拡大等がなされました。

○ 平成 25 年 4 月「障害者優先調達推進法」が施行され、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための必要な措置等が規定されました。

○ 平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」が成立（平成 28 年 4 月施行）し、障害者基本法における差別の禁止（第 4 条）を具体化するものとして、紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等の支援措置等が規定されました。

○ 平成 28 年 5 月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度である成年後見制度の利用促進のため、基本方針や国の責務、地方公共団体の講ずる措置等について規定されました。

○ 平成28年5月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立（平成30年4月施行（平成28年6月に一部施行））し、障がい者が地域で自立した生活をおくれるようにするため、またひとり暮らしへの支援や就労に伴う課題への相談などに公費負担などを行うとともに、障がい児に対する福祉サービスの新設等を行う改正が規定されました。

○ 平成28年6月「発達障害者支援法」が成立（同年8月施行）し、発達障がい者が地域社会において他の人々との共生を妨げられないようにするために、社会的衝撃の除去に資することや、関係機関や民間団体との連携をもとに切れ目のない支援を提供する改正が規定されました。

Ⅲ 障がい福祉計画の数値目標及びサービス見込量

1 令和5年度の数値目標の設定

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・ 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上の削減

地域生活の移行については、本人の自己決定を尊重しながら、家族や関係者の理解や支援等を得ながら行うこととしますが、現状では移行可能な利用者が見込めません。

また、施設入所数については、地域の障がい者の利用ニーズに踏まえ、削減は見込みません。

【数値目標】

項目	目標	備考
令和元年度末時点の施設入所者数	7人	
地域生活移行者の増加	0人	
	0%	
施設入所者の削減	0人	
	0%	

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- ・各市町又は各圏域に1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する

【目標値の考え方】

居住支援のための機能として緊急時の相談や受入体制などの機能を持つ基幹相談支援センターを圏域に設置しており、体制の機能充実に努め、年1回以上運用状況を検証、検討する。

【数値目標】

項目	目標	備考
地域生活支援拠点の確保	圏域で1か所	設置済
運用状況の検証・検討	年1回以上	

(3) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

【目標値の考え方】

相談支援体制については、圏域内の相談支援事業1か所に委託を行い、総合的・専門的な相談支援を実施している。相談支援の充実を図るために相談支援事業所との連携強化に努める。

【数値目標】

項目	目標	備考
総合的・専門的な相談支援	実施	

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- ・都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築。

【目標値の考え方】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や県が実施する指導監査結果を関係自治体等と共有する体制構築に努める。

【数値目標】

項目	目標	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修等への町職員の参加者数（年間）	2人	

2 障害福祉サービスの見込量と確保策

（1）訪問系サービス及び相談支援

【課題】

必要な訪問系サービスが利用できるよう、サービス及び供給体制の充実を図る必要があります。

【見込量の考え方】

現状（令和2年度）のサービス利用実績から、これまでの利用の伸びや実情を考慮して、令和5年度までのサービス量を算定しており、その数字を積み上げています。

【各年度の見込量】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間／月	30	30	30	30
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人／月	3	3	3	3

※ サービスごとではなく、訪問系サービス全体を一括した数値を示しています。

（2）日中活動系サービス

【課題】

障がい者の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用見込みを考慮し、障がい者の日中活動の場を確保する必要があります。

なお、本町には、事業所がないことが課題となっています。

【見込量の考え方】

現状のサービス利用実績から、障がい者の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用者などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分／月	147	126	126	126
	人／月	7	6	6	6
自立訓練（機能訓練）	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
就労移行支援	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
就労継続支援A型	人日分／月	21	21	21	21
	人／月	1	1	1	1
就労継続支援B型	人日分／月	42	42	42	42
	人／月	2	2	2	2
就労定着支援事業	人／月	0	0	0	0
療養介護	人／月	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0

（3）居住系サービス

【課題】

現在の入所施設の利用者数を減少させるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図る必要があります。

ただし、本町では事業所がないことが課題となっています。

【見込量の考え方】

現状の利用者数を基礎として、利用者の増加や伸びなど、新たなサービス利用者や障がい者のニーズを踏まえて、利用者数を算定しています。

また、施設入所支援については、障がい者個々の状況を考慮し、令和5年度末まで

の利用人数を算定しています。

【各年度の見込量】

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人／月	2	4	4	4
施設入所支援	人／月	7	6	6	6
自立生活援助	人／月	0	0	0	0

(4) 相談支援

【課題】

障がい者の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用見込みを考慮し、障害福祉サービスのすべての利用者が適切に利用することができるよう、圏域内での情報共有や連携強化を図り、供給体制の確保を図る必要があります。

また、地域移行等についても、国の指針や法の趣旨に基づき、その実施について検討していきたいと考えておりますが、現利用者の家庭環境や社会資源等を考慮した場合、現時点においては、実施が困難な状況にあります。

なお、本町には、相談支援事業所がないことが大きな課題となっています。

【見込量の考え方】

現状のサービス利用実績に加え、障がい者の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用者などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

サービス種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／月	15	15	15	15
地域移行支援	人／月	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0	0

3 必要見込量の確保策

町は、国、県及び社会福祉法人等と連携し、障害福祉サービスの提供及び必要量が確保できるよう、総合的かつ計画的な取り組みを行います。

(1) 在宅サービスの普及

障がい者等が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や、外出時の介助等必要

な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障がい者等が必要とする在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。

(2) 日中活動の場づくり

障がい者等が必要とする生活介護、就労継続支援などの日中活動サービスを受けることができるよう、事業所の設置推進に努めます。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 実施する事業の内容と各年度における事業の種類ごとの量の見込み等

地域生活支援事業は、障がい者等が能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう実施するものであり、地域の実情に応じて、効率的・効果的に実施していく必要があります。

① 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

本町は、各種会合等で冊子等を用いて随時啓発を行っており、今後も継続して啓発を行うとともに、他の方法等についても検討していきます。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	件／年	1	1	1	1

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障がい者等、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援します。

本町は、町内の当事者団体等の活動や取り組みについて、随時協議しつつ、その取り組みを支援していきます。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	件／年	1	1	1	1

③ 相談支援事業（必須事業）

障がい者福祉に関する各般の問題について、障がい者等やその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他のサービスの利用支援等を行います。

平成18年度から、身体2か所、知的2か所、精神7か所の相談支援事業所に委託を行っています。（精神の相談支援事業は、相談者が居住区域を超えて相談できるよう、県内にある相談支援事業所に委託して行っています。）

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	11	11	11	11
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	件／年	0	0	0	0

④ 成年後見制度利用促進事業（必須事業）

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有益であると認められる障がい者であって、制度利用に要する費用について、補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる者について支援を行います。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用促進事業	人／年	0	0	0	0

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

本町では、事業実施団体である直島町社会福祉協議会の成年後見活動を支援します。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	人／年	0	0	0	0

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいのある人に対し、手話通訳要約筆記奉仕員の派遣等を行い、聴覚障がい者等の自立及び社会活動への参加を促進します。

サービス見込量は、これまでの利用実績とサービス利用の現況などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件／年	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付事業（必須事業）

在宅の障がい者等に対して、日常生活を営む上で必要となる用具の給付等を行います。見込量は、これまでの利用実績とサービス利用の現況などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	0
自立生活支援用具	件／年	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件／年	21	18	18	18
住宅改修費	件／年	0	0	0	0

⑧ 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出時の支援を行うことにより、地域での自立支援生活及び社会参加を促進し、適切なサービス提供を行います。

見込量は、これまでの利用実績とサービス利用の現況などを踏まえて算定してい

ます。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延時間／年	420	420	420	420
	実人員／年	4	4	4	4

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	2	2	2	2
	実人員／年	2	2	2	2
地域活動支援センターⅡ型	か所	0	0	0	0
	実人員／年	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	か所	0	0	0	0
	実人員／年	0	0	0	0

⑩ 日中一時支援事業（任意事業）

介助者の一時的な休息等のため、また、障がい者等の一時的な日中活動の場を確保します。

見込量は、これまでの利用実績とサービス利用の現況などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	延時間／年	220	220	220	220
	実人員／年	6	6	6	6

⑪ 自動車改造費助成事業

身体障がい者に対して、社会活動への参加を促すため、普通自動車の改造に要した費用を助成します。

【各年度の見込量】

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	人／年	0	0	0	0

⑫ 障がい者等社会見学

日頃、気軽に町外へ出かけることが困難な障がい者等とその介助者に対し、町外への社会見学を開催することで、障がい者等の社会交流活動を促進し、また家族間のコミュニケーションの向上を図ります。

IV 障がい児福祉計画の数値目標及びサービス見込量

1 令和5年度の数値目標

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効率的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めるために令和5年度の数値目標を設定します。

国の基本指針

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ・医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【数値目標】

項目	令和2年度	令和5年度	備考
児童発達支援センターの整備	0か所	0か所	
保育所等訪問支援事業を実施する体制	0か所	0か所	
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所	0か所	0か所	
重症心身障がい児を対象とした放課後デイサービス事業所	0か所	0か所	
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所	1か所	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人	

2 障がい児福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 日中活動系サービス

【課題】

障がい児の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用見込みを考慮し、障がい児の日中活動の場を確保する必要があります。

また、保健師等による訪問事業や各種健診事業などと情報を共有し、サービスの利用が見込まれる場合は早期に利用ができるよう、供給体制の充実を図る必要があります。

なお、本町には、事業所がないことが課題となっています。

【見込量の考え方】

現状のサービス利用実績に加え、障がい児の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用者などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分／月	20	20	20	20
	人／月	4	4	4	4
医療型児童発達支援	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分／月	5	5	5	5
	人／月	1	1	1	1
保育所等訪問支援	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0

(2) 障がい児相談支援

【課題】

障がい児の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用見込みを考慮し、障害福祉サービスのすべての利用者が利用することができるよう、圏域内での情報共有や連携強化を図り、供給体制の確保を図る必要があります。

なお、本町には、相談支援事業所がないことが大きな課題となっています。

【見込量の考え方】

現状のサービス利用実績に加え、障がい児の増加や利用者の伸びなど、新たなサービス利用者などを踏まえて算定しています。

【各年度の見込量】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人／月	5	5	5	5
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	人／月	0	0	0	1

V 計画の推進について

1 庁内連携体制の強化

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係各課と連携の強化を図ります。

2 当事者団体等との連携強化

本町で唯一の当事者団体である「直島町身体障害者福祉協会」と連携しつつ、町内の民生委員・児童委員で構成されている「直島町民生委員児童委員協議会」において、随時、障がい者の見守り支援等について情報交換しています。

今後もこれらのネットワークを活用し、地域における課題について、協議・検討及び情報の共有化を図ります。

3 国や県等の関係機関との連携

障がい者等の施策について、国や県の制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本計画においても必要に応じて見直しを行います。

また、それに関連する情報等においても、広報等にて情報提供を行い、障がい者やその家族等が利用しやすい環境づくりや体制づくりに努めます。

VI 資料

1 障害福祉サービスの種類と説明

(1) 訪問系サービス

サービス名	説明
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等に対して、危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者に対して、障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	説明
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	説 明
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅等への訪問、来所により必要な支援を行います。
療養介護	医療が必要で、常時に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設等において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

サービス名	説 明
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や助言の他、必要な日常生活上の援助を行います。

(4) 相談支援サービス

サービス名	説 明
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、必要な情報提供や助言などを行い、サービス利用計画を策定します。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者等支援施設や精神科病院に入所又は入院している障がい者等について、それぞれ退所又は退院後に、地域生活に円滑に移行できるよう支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	障がい者等支援施設や精神科病院から退所又は退院した障がい者等について、地域生活が不安定な場合、地域生活が継続できるよう相談や訪問等の支援を行います。

2 地域生活支援事業のサービスの種類と説明

地域生活支援事業は、地域のニーズや実情に応じて、主として市町が効果的、かつ効率的に提供するサービスです。

サービス名		説明
理解促進・研修啓発事業		障がい者等が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民の理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。
自発的活動支援事業		障がい者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行うボランティア活動等に対し、活動場所や情報提供などの支援を行います。
相談支援事業	① 相談支援事業	ア 障がい者相談支援事業 障がい者や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。
	イ 基幹相談支援センター	市町又は市町から業務の委託を受けた事業所が、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等の中核的な役割を果たす場として設置します。
	② 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対して、物件斡旋依頼、入居契約手続支援などを行います。
成年後見制度利用促進事業		成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申立てに要する経費の助成等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

サービス名		説明
意思疎通支援事業	コミュニケーション支援事業	聴覚、音声・言語機能などの意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話奉仕員養成研修を行い、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。
	手話奉仕員養成研修事業	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がい者等の身体介護を支援する用具等、利用者や介助者が容易に使用でき、実効性のあるものの給付等を行います。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用できて実効性あるものの給付等を行います。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者等の在宅療養を支援する用具で利用者が容易に使用できて実用性のあるものの給付等を行います。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用できて実用性のあるものの給付等を行います。
	排せつ管理支援用具	ストマ用具など障がい者等の排せつ管理を支援する衛生用具であって、利用者が容易に使用できて実用性のあるものの給付等を行います。
	住宅改修費	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付等を行います。
移動支援事業		社会生活上不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出に際して、移動の介護等を行います。

サービス名		説明
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等の事業を実施します。
	地域活動支援センターⅡ型	雇用・就労が困難な障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者のための援護対策として、障がい者団体等の通所による援護事業等を実施します。
日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族等の就労支援及び介助者の一時的な休息を目的として実施します。
自動車改造費助成事業		身体障がい者の社会活動への参加を促進するため、自動車改造費の助成を行います。

3. 障がい児福祉サービスの種類と説明

(1) 相談支援

サービス名	説明
児童発達支援	未就学障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、通所支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療提供等を行います。
放課後等デイサービス	就学障がい児に対して、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

(2) 相談支援等サービス

サービス名	説 明
障がい児相談支援	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。